

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第49号

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則（平成17年新潟県規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(周辺住民への周知) 第6条 条例第15条第1項の規定による表示は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けて行わなければならない。 (1) <u>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17第1項若しくは第2項又は条例第10条第1項若しくは第2項の規定による届出の年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> (2)～(4) (略) 2 (略)	(周辺住民への周知) 第6条 条例第15条第1項の規定による表示は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けて行わなければならない。 (1) <u>法第18条の15第1項若しくは第2項又は条例第10条第1項若しくは第2項の規定による届出の年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> (2)～(4) (略) 2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。